

資産所得倍増プラン等について

令和4年12月7日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 資産所得倍増プランについて

4. 第一の柱：家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせるNISAの抜本的拡充や恒久化

⑤NISAの手続きの簡素化

- 投資未経験者も含めて、利用者が簡単にNISAを活用できるようにするとともに、サービスを提供する金融機関や利用者の負担を軽減する観点から、関係省庁において連携の上、デジタル技術の活用等により、NISAに係る手続きの簡素化・合理化等を進める。さらに、デジタル庁と連携を図りつつ、マイナンバーカードの活用も含め、NISA・iDeCoの口座開設の簡素化を検討する。

5. 第二の柱：加入可能年齢の引上げなどiDeCo制度の改革

<iDeCo制度の改革>

- iDeCo (individual-type Defined Contribution pension plan、個人型確定拠出年金) 制度は、個人が加入し、加入者が自ら定めた掛金額を拠出・運用するものであり、原則60歳以降に、掛金とその運用益の合計額をもとに給付額が決定し、給付を受ける制度である。
- iDeCoには3つの税制優遇が存在する。①掛金の拠出について全額所得控除される。②運用益も非課税で再投資される。③受け取る時も税制優遇措置がある。一時金として受け取る場合には「退職所得控除」、年金の場合は「公的年金等控除」の控除を受けることができる。
- こうした優遇措置を有するiDeCo制度は豊かな老後生活に向けた資産形成の手段として幅広い世代に活用されており、アンケート調査によれば、iDeCoの加入者を保有資産別に見ると、100万円-500万円の層の活用が多く、また、20歳代のiDeCo加入者はiDeCoの利用をきっかけとして資産運用を開始した割合が5割となるなど、中間層を中心とする層で活用され、家計の資産所得の増加に貢献している。

資産所得倍増プラン（抄）

- iDeCoは2001年の制度創設以来、加入対象範囲の拡大などの累次の制度改革を行ってきた。2017年1月の制度改革では、加入対象を拡大し、国民年金第1号被保険者及び企業年金のない第2号被保険者に限定されていたものから、全ての被保険者種別の国民年金被保険者を加入可能とした。2022年5月からは加入可能年齢を拡大し、60歳未満の国民年金被保険者に限定されてきたものから、原則65歳未満の国民年金被保険者であれば加入可能とした。
- このような制度拡充の中で、iDeCoの加入者は2017年3月末時点の43万人から239万人と拡大してきたものの、公的年金加入者（6,725万人）と比較すれば、なお限定的であり、更に利用を進める余地が大きい。制度の認知度の向上や手続きの煩雑さの解消を進め、iDeCoをより容易にかつ幅広く活用できるようにする。
- さらに、2020年に高年齢者雇用安定法の改正法が成立し、2021年4月より65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置を講ずることを企業の努力義務にするなど、70歳までの就業を支援することとなった。そこで、高齢者の就業機会確保の努力義務が70歳まで伸びていること、働き方やライフスタイルが多様化していることに留意し、老後に向けた家計の資産形成の更なる環境整備が求められていることから、iDeCo制度の改革を実施する。

資産所得倍増プラン (抄)

①iDeCoの加入可能年齢の引上げ

- iDeCoの加入には国民年金被保険者である必要があり、iDeCoの加入可能年齢については、①第1号被保険者(自営業者等)は60歳未満、②第2号被保険者(会社員・公務員等)は65歳未満、③第3号被保険者(専業主婦(夫))は60歳未満、④任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっており、違いがある。
- そこで、働き方改革によって、高年齢者の就業確保措置の企業の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げる。このため、2024年の公的年金の財政検証に併せて、所要の法制上の措置を講じる。

②iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げ

- 現在のiDeCoの拠出限度額は、第1号被保険者(自営業者等)は月額6.8万円、第2号被保険者(会社員・公務員等)のうち企業年金ありの者は月額1.2-2.0万円、企業年金なしの者は2.3万円、第3号被保険者(専業主婦(夫))は月額2.3万円となっている。
- 2024年12月より、会社員・公務員等のうち、企業年金ありの者は、拠出限度額が2.0万円に統一される予定である。
- また、iDeCoの受給を開始できる年齢については、上限年齢が75歳となっている。
- これらのiDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて、2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

③iDeCoの手続きの簡素化

- なお、NISAと併せて、iDeCoについても、各種手続きの簡素化・迅速化を進め、マイナンバーカードの活用も含め事務手続きの効率化を図る。

(注) 税制措置については、今後の税制改正過程において検討することとされている。

資産所得倍増プラン（抄）

6. 第三の柱：消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設

＜消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設＞

- そのため、中立的なアドバイザーの見える化を進めるとともに、そうしたアドバイザーにより顧客本位で良質なアドバイスが広く提供されるよう取り組んでいくことが重要である。そこで、令和6年中に新たに金融経済教育推進機構（仮称）を設置し、アドバイスの円滑な提供に向けた環境整備やアドバイザー養成のための事業として、中立的なアドバイザーの認定や、これらのアドバイザーが継続的に質の高いサービスを提供できるようにするための支援を行う。
- 特に、こうした中立的なアドバイザーが行うアドバイスが投資初心者層へ広く提供されるよう、助言対象を絞った投資助言葉（例えば、つみたてNISAやiDeCoにおける投資可能商品に限定）の登録要件の緩和を、必要な監督体制の整備と併せて検討する。

7. 第四の柱：雇用者に対する資産形成の強化

＜企業による資産形成の支援強化＞

- また、企業における雇用者の資産形成の支援のための取組は、人的資本の戦略上も重要である。その一方で、中小企業においては雇用者の資産形成支援の取組が十分には進んでおらず、中小企業も含めた幅広い支援を行っていくことが求められる。そこで、中小企業において職場つみたてNISAや企業型確定拠出年金、iDeCoが広がるように、これらの制度の普及に取り組むとともに、必要な支援について検討を行う。
- さらに、企業による雇用者の資産形成の強化は、本年8月に公表した「人的資本可視化指針」に示したとおり従業員エンゲージメントの向上にも効果的であり、「人的資本可視化指針」も活用し、雇用者の資産形成を支援する取組を積極的に情報開示するように企業に促していく。

8. 第五の柱：安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実

<安定的な資産形成の重要性の浸透>

- そこで、中立的なアドバイザーの認定に関する事業と併せ、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として、既述のとおり、新たに令和6年中に金融経済教育推進機構（仮称）を設立する。その際、日本銀行が事務局を担う金融広報中央委員会の機能を移管・承継するほか、運営体制の整備や設立・運営経費の確保に当たっては、政府・日本銀行に加え、全国銀行協会・日本証券業協会等の民間団体からの協力も得る。
- 金融経済教育推進機構（仮称）を中心として、企業による社員への継続教育の充実や地方自治体による金融経済教育の実施と併せて、広く国民に訴求する広報戦略を展開するとともに、学校・企業向けの出張授業やシンポジウムの開催など、官民一体となった効率的・効果的な金融経済教育を全国的に実施する。
- 「金融リテラシー・マップ」の活用や、行動経済学の知見も参考にする。

<国民への働きかけ>

- NISAの抜本的拡充やiDeCo制度の改革、中立的なアドバイザー制度の創設や金融経済教育の充実を政策的に進める一方で、これまで投資未経験の方(約8,000万人)に、資産形成に一步踏み出してもらうための働きかけを行う。
- このため、資産形成支援に関連する施策を関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定する。その際、金融庁が事務局機能を担い、関係省庁の連携を促すとともに施策の調整・フォローアップを行う。また、協議会等の場を設け、広く官民が協力して資産形成に必要な施策の協議・推進にあたる。
- 新機構においては、個人が投資機会を身近に感じられるよう、つみたてNISA等の制度に関する情報発信も含め、全世代向けに積極的な広報を展開する。
- なお、機構の設立準備の段階から、協議会等により、国民への働きかけのための活動を、金融事業者等各参加者の適切な役割分野の下で行う。

10. 第七の柱：顧客本位の業務運営の確保

- 家計の安定的な資産形成を図るためには、成長の果実が家計に分配される「資金の好循環」を実現することが重要である。そのため、家計の資産形成を支えるように、顧客・受益者から投資先企業へ投資がなされ、その価値向上に伴う配当等が家計に還元される一連の流れ（インベストメント・チェーン）の各参加者が期待される機能を十二分に発揮することが必要である。このため、金融事業者や企業年金制度等の運営に携わる者について、横断的に、顧客等の利益を第一に考えた立場からの取組の定着や底上げが図られるよう、必要な取組を促すための環境整備を行う。
- アセットオーナー（企業年金含む）については、受益者等の便益を最大化する観点から、アセット（資産）の性格や規模を踏まえた適切な運用リターンの実現を図る必要がある。このため、関係省庁が連携して幅広い関係者との継続的対話の体制を整備し、運用体制・手法に係る調査研究の実施やベストプラクティスの共有・普及を図るなど、運用の改善に向けた対応を進める。

2. スタートアップ育成5か年計画について



新しい資本主義のグランドデザイン・骨太方針（スタートアップ）

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点分野

(3) スタートアップへの投資

スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することにより、戦後の日本の創業期に次ぐ「第二創業期」の実現を目指す。このため、官民の役割分担をした上で、スタートアップエコシステム育成の全体像を5カ年計画としてまとめるとともに、実行のための司令塔機能を明確化し、スタートアップ政策を大胆に展開する。

また、海外のベンチャーキャピタルの誘致も含めて、国内外のベンチャーキャピタルに対する公的資本の有限責任投資等による投資拡大を図るとともに、エンジェル投資家等の個人や年金・保険等の長期運用資金がベンチャーキャピタルやスタートアップに循環する流れの形成に取り組む。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進

(1) スタートアップ育成5カ年計画の策定

スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵である。このため、以下の項目等について、実行のための司令塔機能を明確化し、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、5年10倍増を視野に5カ年計画を本年末に策定する。

③個人金融資産及びGPIF等の長期運用資金のベンチャー投資への循環

2,000兆円に及ぶ日本の個人金融資産がスタートアップの育成に循環するとともに、GPIF等の長期運用資金が、ベンチャー投資やインフラ整備等に循環する流れを構築する。

新しい資本主義実現会議 スタートアップ育成分科会

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）を受けて、スタートアップ育成について検討を行うため、新しい資本主義実現会議の下に、「スタートアップ育成分科会」が設置された（事務局は、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局）。

<主な検討事項>

- スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築
- スタートアップの事業成長のための資金供給の強化と事業展開・出口戦略の多様化
- オープンイノベーションの推進

分科会長 新しい資本主義担当大臣兼スタートアップ担当大臣

構成員 伊佐山 元 WiL (World Innovation Lab)創業者・代表取締役

出雲 充 株式会社ユーグレナ代表取締役社長

板橋 竜太 TAKAO AI 株式会社代表

上野山 勝也 株式会社 PKSHA Technology 代表取締役

大櫃 直人 株式会社みずほ銀行常務執行役員

菅 裕明 ミラバイオロジクス株式会社取締役

関山 和秀 Spiber 株式会社取締役兼代表執行役

中馬 和彦 KDDI 株式会社事業創造本部副本部長

5. 第二の柱：スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化

(21) 個人金融資産及びGPIF等の長期運用資金のベンチャー投資への循環

- 2,000兆円に及ぶ日本の個人金融資産がスタートアップの育成に循環するとともに、GPIF等の長期運用資金が、ベンチャー投資やインフラ整備等に循環する流れを構築する。
- このため、エンジェル投資家等によるベンチャー投資の促進や年金等の国内ベンチャーファンドへの投資を通じて、個人金融資産をスタートアップの育成に循環させるためにも、資産所得倍増プランを推進する。
- また、GPIFなどの公的機関投資家は、市場全体の持続的成長、分散投資によるリスク低減・パフォーマンス向上といった被保険者等の利益の観点から、国内ベンチャーファンドへの投資を通じて成長の原動力である国内スタートアップへの資金供給拡大のための環境整備を図る。
- 企業年金について、受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るスチュワードシップ・コードの受け入れや、コーポレートガバナンス・コードを踏まえた上場企業の人事面・運営面の取組を促す。

3. 資産所得倍増プラン等を踏まえた 今後の対応について

【iDeCo制度の改革（第二の柱）】

① iDeCoの加入可能年齢の引上げについて

- ・ iDeCoの加入可能年齢について、就業機会確保の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、70歳まで引き上げることとする。詳細な要件等については、働き方・ライフコースが多様化する中で、幅広い方々が公平に老後生活に備えることができる環境をつくることを基本として検討し、次期年金制度改正において、所要の法制上の措置を講じる。

② iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて

- ・ 拠出限度額については、令和元年12月25日にとりまとめた「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」においても、「拠出限度額・中途引き出し・受給の形態といった拠出時・給付時の仕組みの在り方については、引き続きの検討課題となるが、企業年金が退職給付由来であり労使合意に基づくものであるということや、これらの見直しの内容によっては、企業年金、特に確定給付企業年金（DB）の普及を阻害しかねないことにも留意して、自助・共助・公助の役割分担や雇用・働き方の変化等を踏まえつつ、将来像の検討とともに、税制との関係も含めて、引き続き丁寧に検討を継続していく必要がある。」とされており、次期年金制度改正に向けて検討を行っていく。
- ・ iDeCoの受給を開始できる年齢の上限を引き上げることについて、iDeCoの加入可能年齢の引上げを踏まえ、老後の所得確保のための制度として掛金拠出と運用を一定期間確保する観点から、次期年金制度改正に向けて検討を行っていく。

③ iDeCoの手続きの簡素化について

- ・ 令和6年12月から、加入時・転職時の事業主証明書及び年1回の現況確認を廃止するとともに、併せて、さらなる簡素化・デジタル化に取り組んでいく。また、NISA・iDeCoの口座開設の簡素化についても、金融庁における検討を踏まえ取組を進めていく。

資産所得倍増プランを踏まえた今後の対応について

【中立的で信頼できるアドバイス提供の促進（第三の柱）、金融経済教育の充実【第五の柱】】

- ・ 事業主における投資教育促進に向けて、セミナーの実施やe-ラーニングの充実等の支援策について関係団体等とともに検討し、取組を進めていく。その際には、従業員が職域において中立的な認定アドバイザーを活用した場合に支援を行う仕組みについても周知し、活用を促していく。
- ・ 助言対象を絞った投資助言業の登録要件の緩和について、金融審議会顧客本位タスクフォースにおける議論を踏まえつつ、投資助言業の所管省庁である金融庁と調整を行っていく。

【企業による資産形成の支援強化（第四の柱）】

- ・ 中小企業において企業年金やiDeCoが広がるよう、具体的な周知広報等の取組について検討し速やかに実施するとともに、令和2年法改正時の附則において規定されている中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等についても、次期年金制度改正に向けて検討を行っていく。

【顧客本位の業務運営の確保（第七の柱）】

- ・ 金融事業者や企業年金制度等の運営に携わる者に対して、横断的に、最終受益者の最善の利益を図る取組の定着や底上げが図られるよう必要な取組を促すことについて、金融審議会顧客本位タスクフォースにおける議論を踏まえつつ、金融庁と連携して対応していく。
- ・ 幅広い関係者との対話や、運用体制・手法に係るベストプラクティスの共有・普及について、具体的な対応を金融庁とともに検討し、対応を進めていく。

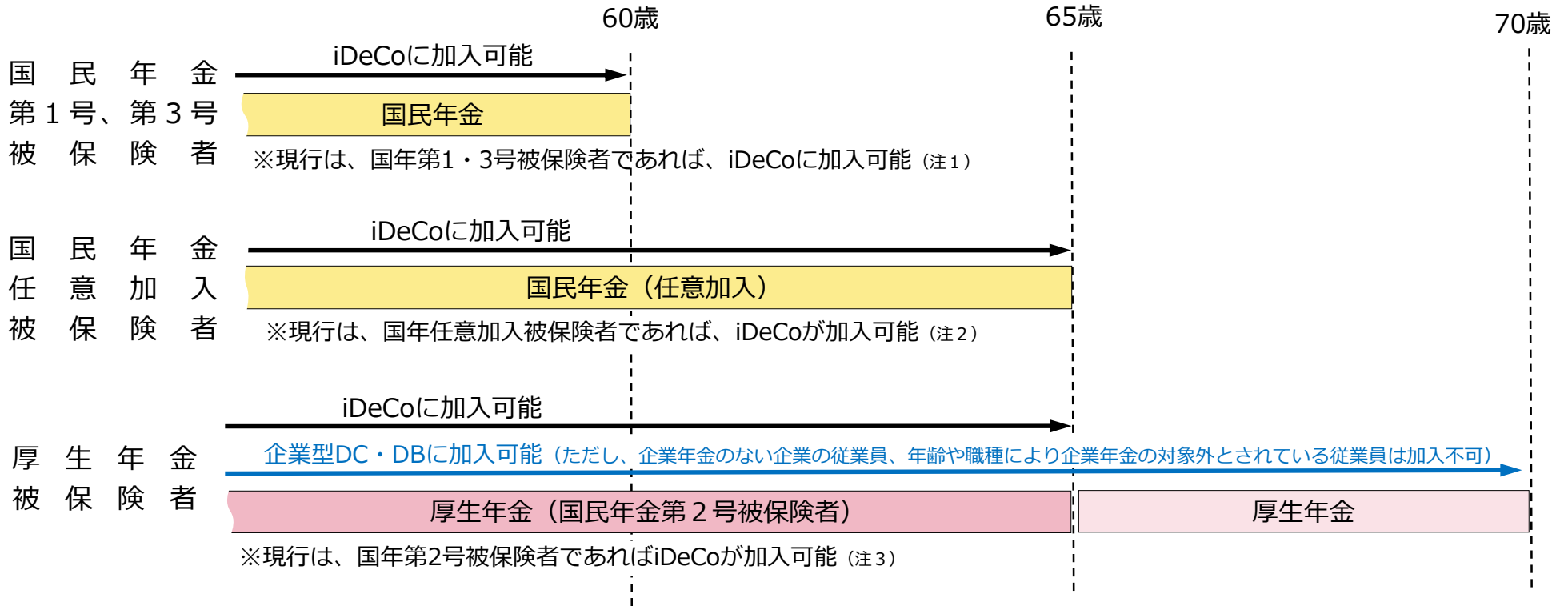
【スチュワードシップ・コードの受け入れ促進】

- ・ 企業年金におけるスチュワードシップ・コードの受け入れを更に促進していくため、特に一定規模以上の資産残高を有する企業年金について、インベストメント・チェーンの中でのアセットオーナーとしての機能を発揮する観点から、企業年金自らのスチュワードシップ・コード受け入れ促進に向けた方策を検討していく。
- ・ さらに、企業年金及び母体企業向けのセミナー等を金融庁や関係団体等と協働で実施し、コード受け入れの意義や受け入れ手続き等の情報発信を行っていく。

4. 私的年金制度（企業年金・個人年金） の現状（資産所得倍増プラン関係）

iDeCoの加入可能年齢について

iDeCoの加入可能年齢については、現在、国民年金被保険者であることを加入要件としており、国民年金第1号・第3号被保険者は60歳まで、国民年金任意加入被保険者は65歳まで、国民年金第2号被保険者は原則65歳まで、加入可能となっている。



(注1) 保険料免除者はiDeCo加入不可

(注2) 65歳以上の高齢任意加入被保険者はiDeCo加入不可

(注3) 国年第2号被保険者は厚年被保険者 (65歳以上は老齢・退職を支給事由とする年金給付の受給権を有しない者)

iDeCoの拠出限度額（令和6（2024）年12月～）

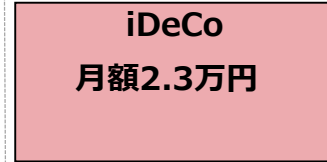
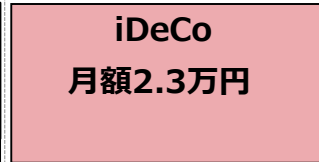
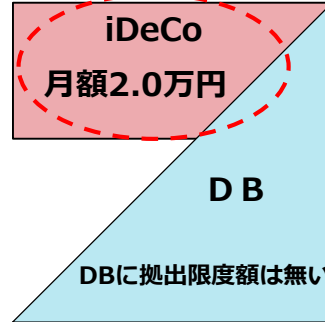
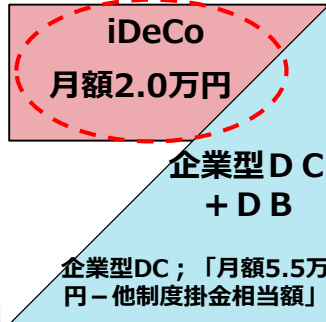
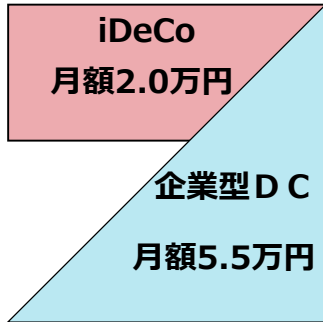
①企業型DCのみに加入

②企業型DCと、DB等の他制度に加入

③DB等の他制度のみに加入（公務員を含む）

④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない

● iDeCoの拠出限度額を引上げ（1.2万円→2万円）、企業年金（企業型DC・DB）に加入する者のiDeCoの拠出限度額を公平化。



厚生年金保険

国民年金（基礎年金）

国民年金
第1号被保険者

国民年金
第2号被保険者等

国民年金
第3号被保険者

※1 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額（仮想掛金額）を控除した額。他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

施行（令和6年12月1日）の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする（経過措置）。ただし、施行日以後に、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによって同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合、DB等の他制度を実施・終了した場合は、経過措置の適用は終了。

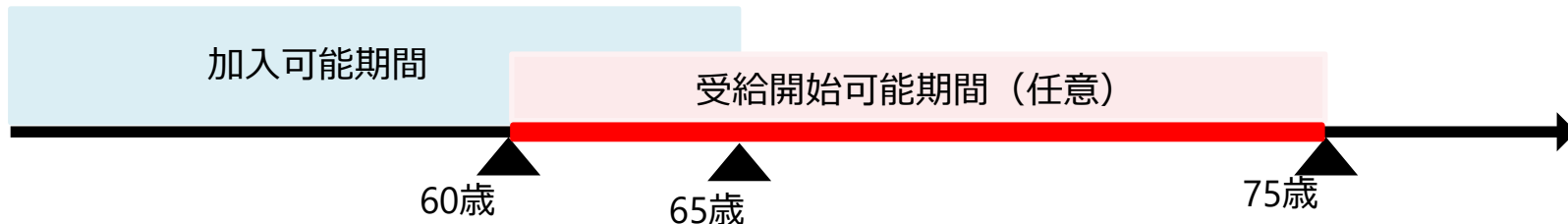
マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額（月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額）の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出がiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。

※2 企業年金（企業型DC、DB等の他制度）の加入者は、月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額）との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。公務員についても、同様に、月額2.0万円、かつ、共済掛金相当額との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

iDeCoの受給開始可能年齢について

- 確定拠出年金では、単なる貯蓄とは異なり、年金性を担保するという制度趣旨のもと、受給開始可能年齢を設定し、60歳以上としている。受給開始可能年齢の上限については、令和4年4月から75歳に引き上げている。
- また、老後の所得確保のための制度として一定期間の掛金拠出が必要であることから、短期間で支給に結びつかないように加入期間に応じた受給開始可能年齢が設けられている。

支給開始事由	加入者であった者が任意の時点で請求可能
支給開始要件（年齢）／受給開始時期の選択	60歳以上74歳以下の請求時 ※ 75歳到達時には自動的に裁定される
加入期間に応じた受給開始可能年齢	加入期間が10年に満たない場合は、下記に対応する年齢以降請求が可能 <ul style="list-style-type: none"> ○ 8年以上10年未満・・・ 61歳 ○ 6年以上8年未満・・・ 62歳 ○ 4年以上6年未満・・・ 63歳 ○ 2年以上4年未満・・・ 64歳 ○ 1月以上2年未満・・・ 65歳 ○ 1月未満（60歳以降に初めて確定拠出年金制度に加入）・・・加入日から5年を経過した日

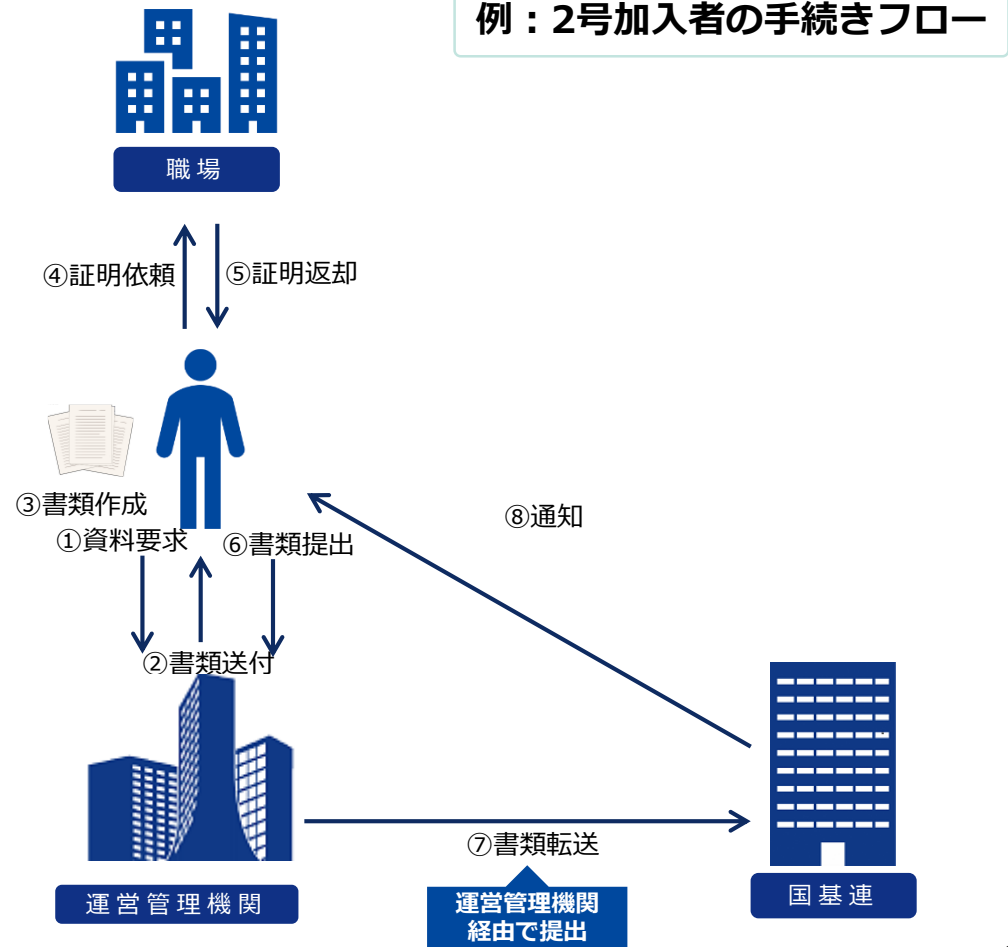


iDeCo・iDeCo+ 関係届書について

iDeCo・iDeCo+ 関係入力帳票（届書）について、その大部分は法令に規定された手続きに関する届書である。原則、届書は紙ベースで作成され、郵送で提出されている。

入力帳票の現状

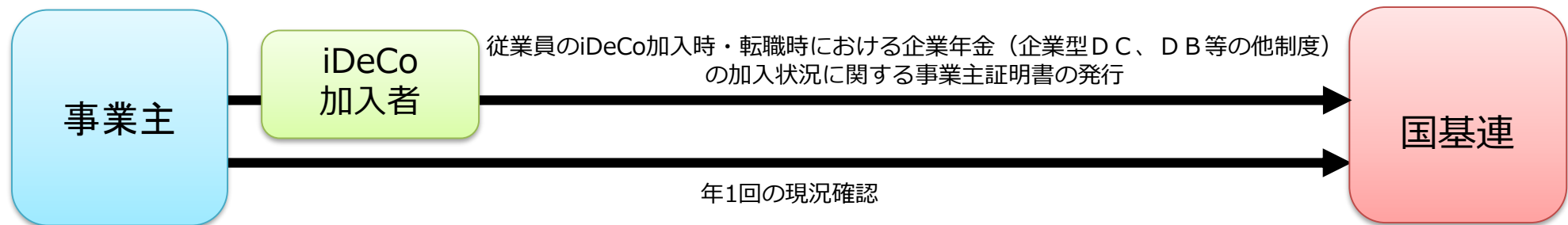
- 届書の受付等窓口業務は国民年金基金連合会（国基連）より民間の金融機関等（運営管理機関）に委託しており、加入（申出）者は各社のサービスや商品ラインナップを比較して運営管理機関を1社選定し、当該機関を通じて手続きを行う。
- 紙による手続きの場合、加入（申出）者は、運営管理機関より必要書類を取り寄せ、必要事項を記入して郵送で運営管理機関に提出する。
- 第2号加入者の場合、届書の種類によっては事業主証明書が必要となるため、前記届書に加えて別途、勤務先に証明書の作成を依頼する必要がある。（～R6.11まで）



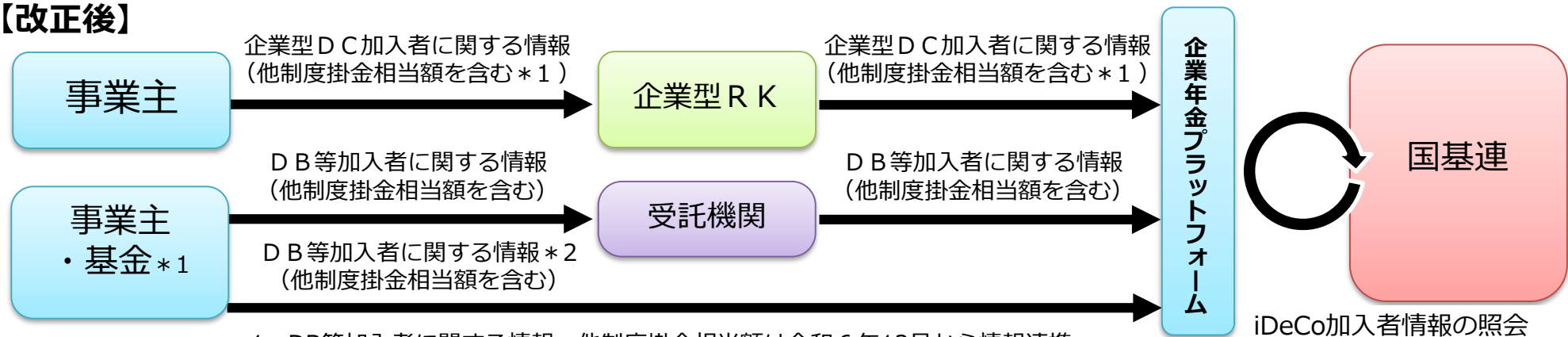
情報連携による効率的なiDeCoの制度運営

- iDeCoの実施主体である国民年金基金連合会（国基連）が拠出限度額の管理を行うためには、**企業年金（企業型DC、DB等の他制度）の加入状況と事業主の拠出額を国基連が確認できることが必要**となる。
 - 企業型DCを実施する事業主については、令和4年10月から企業型記録関連運営管理機関（企業型RK）を通じた国基連との情報連携を実施。DBを実施する事業主・基金（DB基金・厚生年金基金・石炭鉱業年金基金）については、令和6年12月から受託機関を通じた国基連との情報連携を実施。いずれも、**企業年金連合会において整備する「企業年金プラットフォーム（PF）」を活用して情報連携を行う。**
- ⇒ この仕組みの構築によって、**加入時・転職時の事業主証明書と、年1回の現況確認を廃止する。**

【改正前】



【改正後】



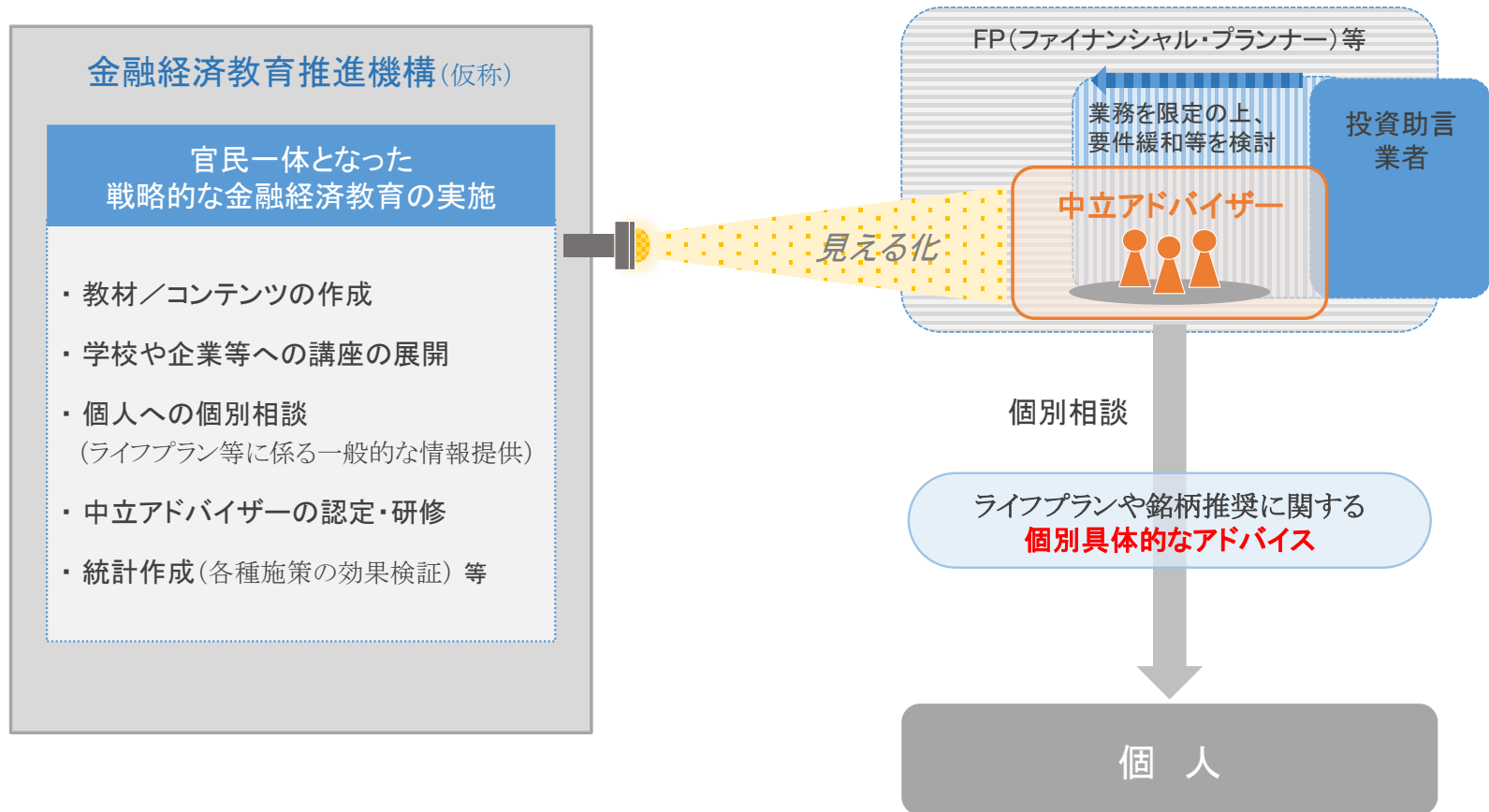
*1 DB等加入者に関する情報・他制度掛金相当額は令和6年12月から情報連携
 *2 加入者等の情報の管理業務を委託せず自ら実施している場合（I型の契約形態）、事業主・基金自ら企業年金プラットフォーム（PF）へ登録

(参考) 中立的なアドバイザーの見える化 (金融庁作成資料)

(参考) 金融経済教育推進機構(仮称)の役割(イメージ)

1. 金融経済教育の充実・強化

2. 中立的な助言サービスの提供

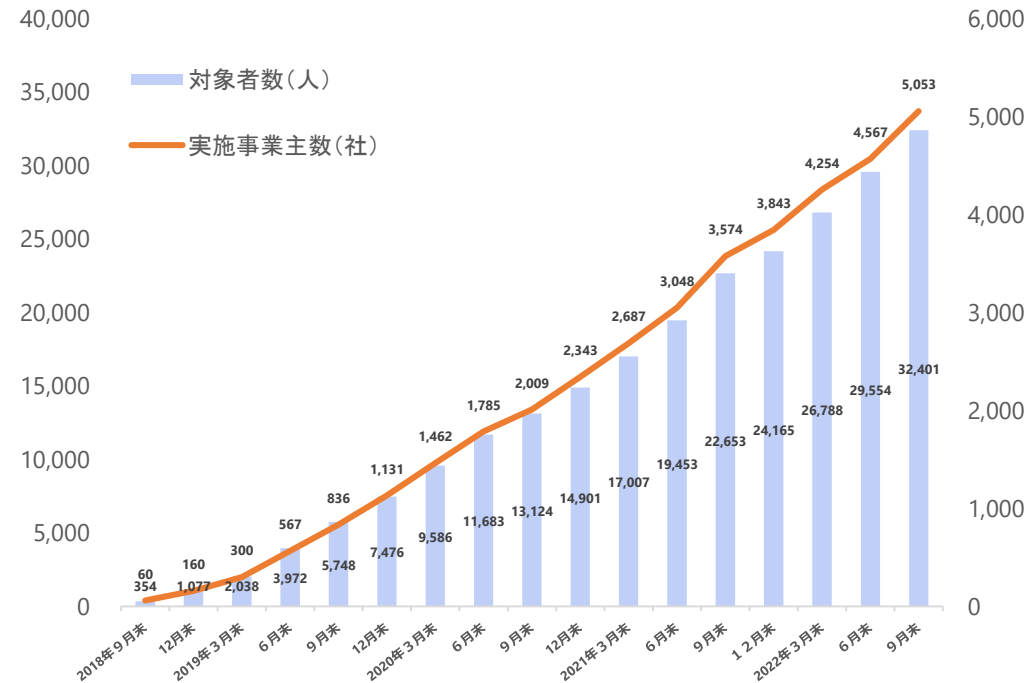


中小事業主掛金納付制度

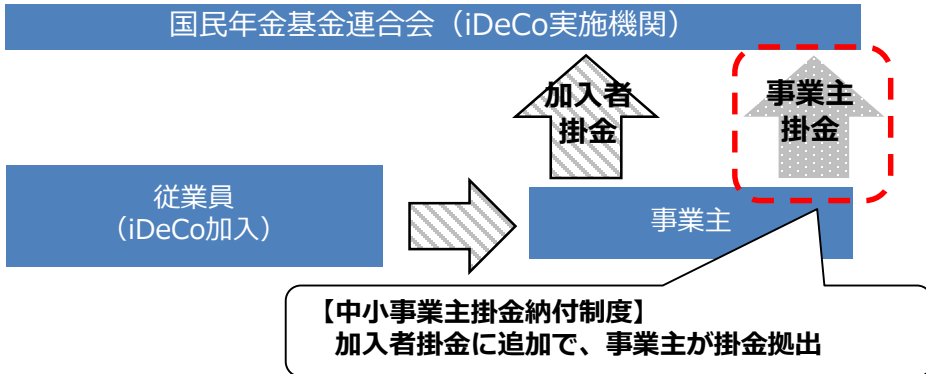
- 中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）は、企業年金を実施していない従業員300人以下（令和2年10月1日より、100人から300人以下に拡大）の事業主が、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができるよう、iDeCoに加入する従業員の掛金に追加的に拠出するものである。
- 従業員の掛金と事業主掛金の合計がiDeCoの拠出限度額の範囲内（年額27.6万円・月額2.3万円）とすることが必要である。

項目	内容
事業主の条件	・企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員300人以下の事業主
労使合意	・中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要
拠出の対象者	・iDeCoに加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者 ※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能
拠出額	・定額 ※資格に応じて額を階層化することは可能 ※「資格」は、拠出対象者の一定の資格（職種、勤続期間）のほか、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において区分する資格に限る

<iDeCoプラスの実施状況>



(出所) 国民年金基金連合会調べ



簡易型DC制度

- 簡易型DC制度（企業型DC）は、設立条件を一定程度パッケージ化された制度とすることで、設立時に必要な書類等を削減して設立手続きを緩和するとともに、制度運営についても負担の少ないものにするなど、中小企業向けにシンプルな制度設計としている。

簡易型DCの設立条件

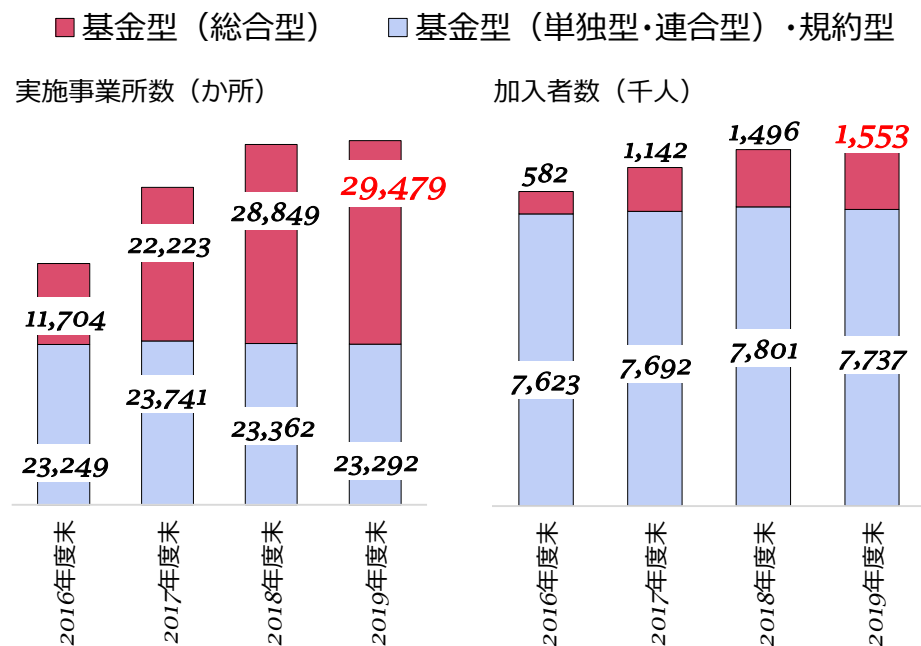
項目	内容
拠出額	・ 拠出額は定額（政令）
事業主の条件	・ 従業員300人以下（法律） ※令和2年10月1日より、100人から300人以下に拡大
制度の対象者	・ 適用対象者を第2号被保険者全員に固定 ※職種によって加入是非の判断は不可。
商品提供数	・ 運用商品数を最低2つとすることが可能（法律） ※通常のDCであれば最低3つ以上とされている。
その他	・ マッチング拠出における加入者掛金の単一の額の提示が可能（通知）

簡易型DCで簡素化される事務

- 【導入時に必要な書類の簡素化】
 - 導入時に必要な書類は、原則、「規約案」、「厚年適用事業所確認書類」、「従業員が300人以下であることを証する書類」、「労働組合等の同意」、「労使協議の経緯」、「労働組合の現況に関する事業主証明書」に限定するよう大幅に簡素化。
 - ※ 「運管委託契約書」・「資産管理契約書」・「運管選任理由書」・「就業規則」（原則）等の添付書類の省略を可とする。
- 【規約変更時の承認事項を届出事項に簡素化】
 - 「事業主の運管業務」・「運管委託業務」・「運管委託契約事項」・「資産管理契約事項」・「事業主掛金の納付事項」・「加入者掛金の納付事項」を届出事項とする。
- 【業務報告書の簡素化】
 - 報告事項を「他の企業年金の実施状況」、「厚生年金保険適用者数」「指定運用方法の選定状況（労使協議の経緯を含む。）」等に限定。

総合型DB基金

- 総合型DB基金の実施事業所数、加入者数は着実に増加しており、中小企業などの受け皿となっている。



※ 受託保証型DBは含まれていない。

- ガバナンスの課題が指摘されていたことから、代議員の選任方法の見直し、年金資産が20億円を超えた場合の会計監査又はAUP（公認会計士等が事前に合意された確認内容の確認を行うもの）の導入が行われた。（2020年9月法令改正）

簡易な基準に基づくDB

- 加入者数500人未満のDBでは、掛金計算や財政検証において簡便な方法による数理計算が認められている。
- 2022（R4）年3月末時点で3,750件。

受託保証型DB

- 保険契約により、積立不足が発生しないことが確実に見込まれるDBである。
- 掛金計算や財政検証において簡便な方法による数理計算が認められており、手続も簡素化されている。
- 2021（R3）年3月末時点で772件。

（出所）上記数値は全て年金局調べ。

iDeCoに関する広報の取組

- iDeCoに関する広報については、厚生労働省、国民年金基金連合会、運営管理機関、関係団体等が連携して、普及・推進に向けた様々な取組を実施している。

iDeCo公式サイト

- 国民年金基金連合会において、iDeCoの理解促進、行動喚起を促す「iDeCo公式サイト」を作成し、iDeCoの基礎から運営管理機関の検索、マンガやアニメによるiDeCoの紹介など、様々なコンテンツを掲載。



【トップページ】



【運営管理機関一覧】



【iDeCoカンタン加入診断】



【マンガ・アニメ】

パンフレット、チラシ、導入ガイド等の作成

- iDeCo、iDeCo+の普及・推進を目的として、パンフレット、チラシ等を作成し、厚生労働省ホームページ、iDeCo公式サイトに掲載。
iDeCo、iDeCo+の概要について、分かりやすく説明しており、サイトから自由にダウンロード可能。



【パンフレット (iDeCo、iDeCo+)】



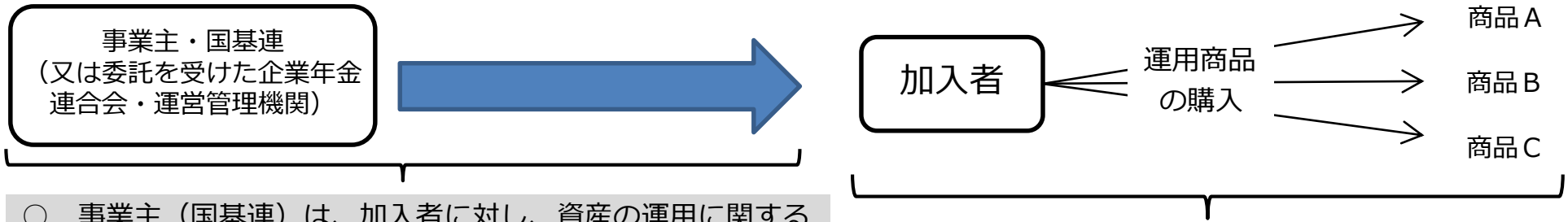
【チラシ (iDeCo、iDeCo+)】



【iDeCo+導入ガイド】

企業型DC実施事業主等による投資教育の実施

- 確定拠出年金については、加入者自らが年金資産を運用する仕組みであり、運用実績に基づいた年金が給付されることとなる。
- このため、加入者が自らのニーズに応じて適切に運用商品を選択することができるよう、企業型DCにおいては事業主が、iDeCoにおいては国民年金基金連合会（国基連）が、加入者に対し、投資教育を実施することが法律上の努力義務とされている。（事業主・国基連の委託を受けた企業年金連合会等も実施）
- 企業型DCの事業主における投資教育の実施状況等に関する調査を実施中。



- 事業主（国基連）は、加入者に対し、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他必要な措置として、
 - ・ 確定拠出年金制度等の具体的な内容
 - ・ 金融商品の仕組みと特徴
 - ・ 資産の運用の基礎知識
 等について、資料やビデオの配布、説明会の開催等を実施。

- 加入者は、運用に関する情報提供等を踏まえ、記録関連運営管理機関への指図を通じて、運用商品を購入し、自らの年金資産を運用する。

これらの取組を総称して、『投資教育』という。

確定拠出年金法（平成13年法律第88号）

（事業主の責務）

第22条 事業主（注：iDeCoの場合は国基連）は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第二十五条第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。

iDeCo加入者に対する投資教育について

- 企業型DCを実施する事業主は、継続投資教育を行うことが努力義務として課されているが、iDeCoを実施する国民年金基金連合会にも同様に、加入者等に対して継続投資教育を行うことが努力義務として課されている。
- 企業年金連合会が提供するオンライン教材などをiDeCoの加入者等も利用できるようにするなど、効果的な継続投資教育を可能とするため、国民年金基金連合会は企業年金連合会に継続投資教育の実施を委託を可能とした（R2.10～）。
- これに基づき、国基連と企年連の間で投資教育に関する委託契約を締結（R3.4～）し、以下の取組を実施中。

【事例①】特設サイトの開設、及び動画コンテンツの公開

【事例②】オンラインセミナーの開催

投資教育の具体的内容

○ 投資教育の具体的内容や提供方法等については、法令解釈通知において示している。

第3 資産の運用に関する情報提供（いわゆる投資教育）に関する事項

1. 基本的な考え方
2. 加入時及び加入後の投資教育の計画的な実施について
3. 法第22条の規定に基づき加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容

(1) (略)

(2) (略)

(3) 具体的な内容

① 確定拠出年金制度等の具体的な内容

ア わが国の年金制度の概要、改正等の動向及び確定拠出年金の位置づけ

イ 確定拠出年金制度の概要

② 金融商品の仕組みと特徴

③ 資産の運用の基礎知識

④ 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計

(4) (略)

預貯金、信託商品、投資信託、債券、株式、保険商品等それぞれの金融商品についての次の事項

ア その性格又は特徴

イ その種類

ウ 期待できるリターン

エ 考えられるリスク

オ 投資信託、債券、株式等の有価証券や変額保険等については、価格に影響を与える要因等

ア～オ (略)

カ 離転職の際には、法第83条の規定による個人別管理資産の連合会への移換によることなく、法第80条及び第82条の規定により個人別管理資産を移換し、運用を継続していくことが重要であること。

ア 資産の運用を行うに当たっての留意点（すなわち金融商品の仕組みや特徴を十分認識した上で運用する必要があること）

イ リスクの種類と内容（金利リスク、為替リスク、信用リスク、価格変動リスク、インフレリスク（将来の実質的な購買力を確保できない可能性）等）

ウ リスクとリターンの関係

エ 長期運用の考え方とその効果

オ 分散投資の考え方とその効果

カ 年齢、資産等の加入者等の属性によりふさわしい運用の方法のあり方は異なり得るため一律に決まるものではないが、長期的な年金運用の観点からは分散投資効果が見込まれるような運用の方法が有用である場合が少なくないこと

4. 加入者等への具体的な提供方法等

(1) 投資教育を行う事業主等は、次に掲げる方法により、加入者等に提供すること。

① 投資教育の方法としては、例えば資料やビデオの配布（電磁的方法による提供を含む。）、説明会の開催等があるが、各加入者等ごとに、当該加入者の資産の運用に関する知識及び経験等に応じて、最適と考えられる方法により行うこと。

② 事業主等は、加入者等がその内容を理解できるよう投資教育を行う責務があり、加入者等からその内容についての質問や照会等が寄せられた場合には、速やかにそれに対応すること。

特に、加入後の投資教育においては、加入者等の知識等に応じて、個別・具体的な質問、照会等が寄せられることから、コールセンター、メール等による個別の対応に配慮することが望ましい。

また、テーマ等を決めて、社内報、インターネット等による継続的な情報提供を行うことや、既存の社員研修の中に位置付けて継続的に実施することも効果的である。

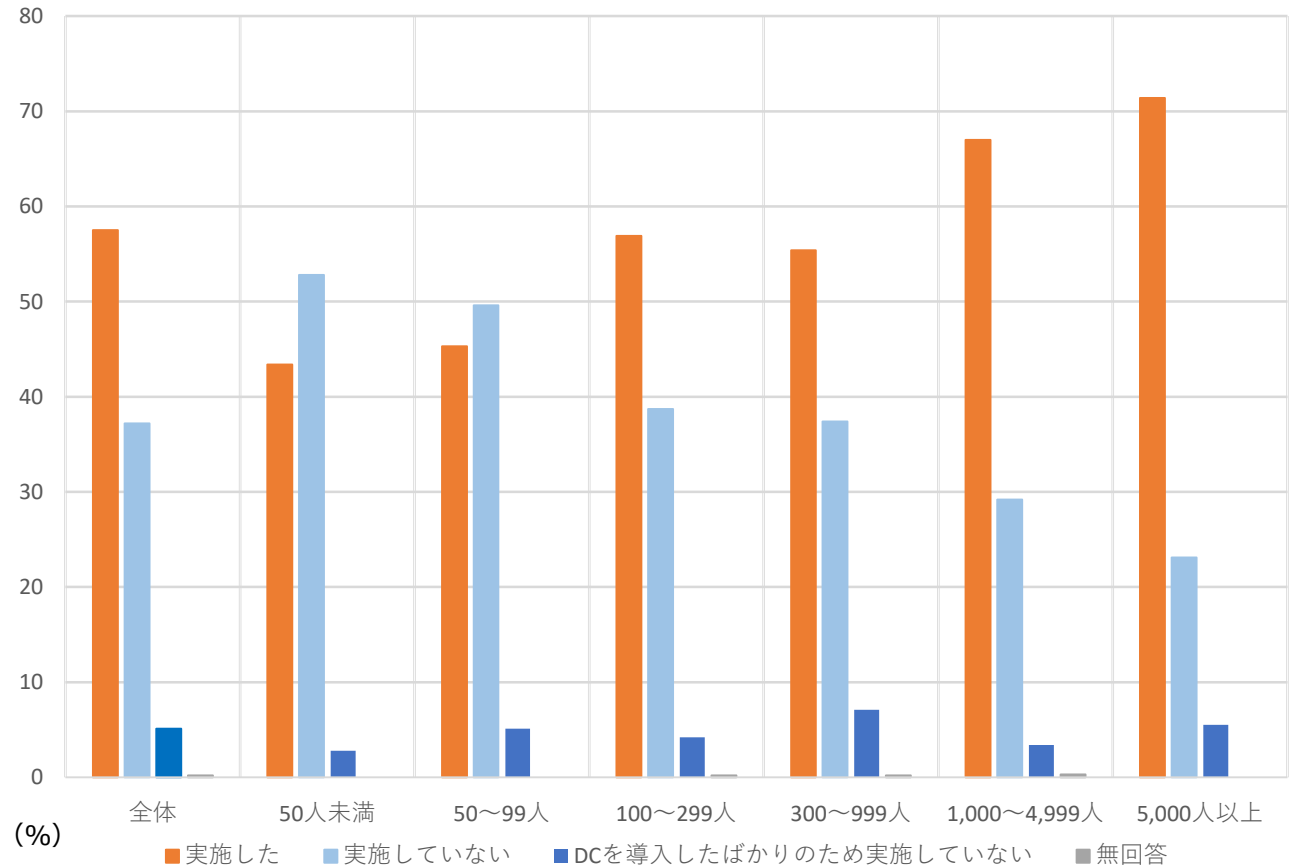
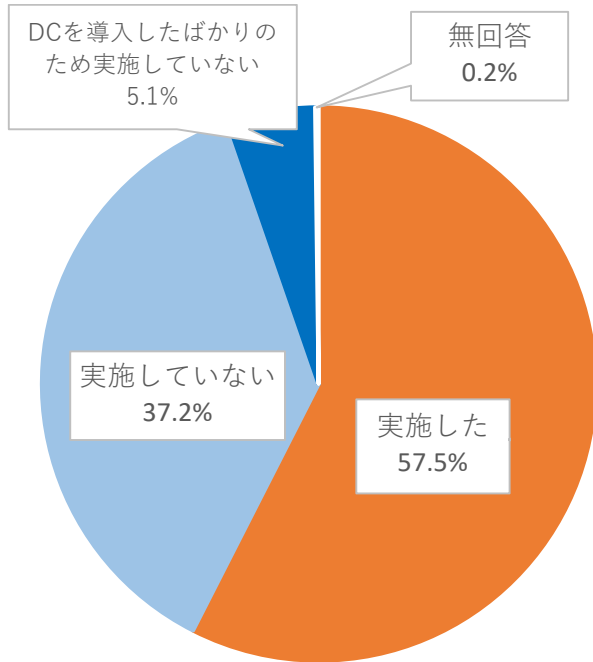
③ (略)

5. 投資教育と確定拠出年金法で禁止されている特定の運用の方法に係る金融商品の勧奨行為との関係

(※) 「法令解釈通知」・・・確定拠出年金制度について（平成13年8月21日年発第213号）

企業型DC実施事業主等による継続投資教育の実施状況

- 2018年以降に継続投資教育を実施した事業主は約6割であり、従業員規模が大きくなるほど、実施割合は高くなる傾向にある。

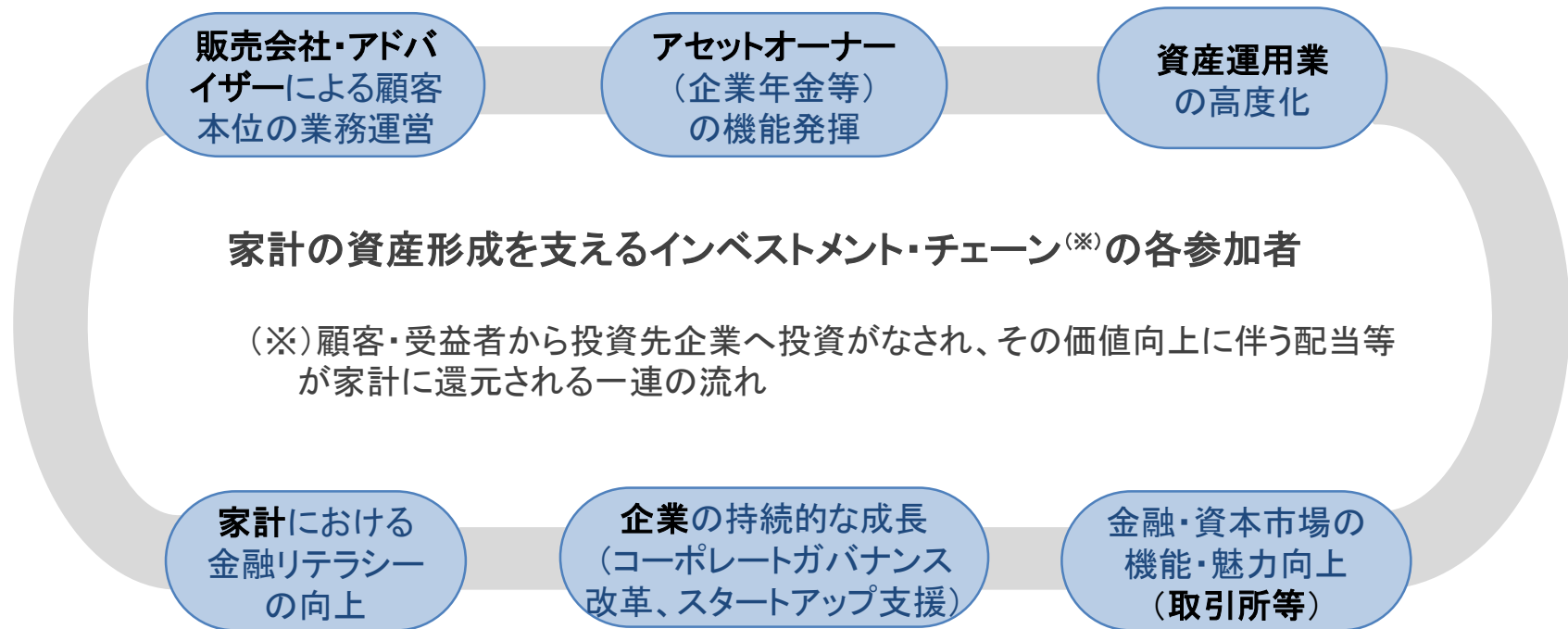


(注) 2021年2月末の企業型DCの実施代表事業主6,571社を対象に調査、有効回答1,547社。

(出所) NPO法人DC・iDeCo協会「企業型確定拠出年金(DC)担当者の意識調査2021」

家計の資産形成を支えるインベストメント・チェーンの機能の発揮

- 家計の安定的な資産形成を図るためには、成長の果実が家計に分配されるという「資金の好循環」を実現することが重要。
- そのためには、家計の資産形成を支えるインベストメント・チェーン（投資の連鎖）に参加する各主体の機能が十二分に発揮されることが期待される。



Ⅱ 家計の資産形成を支えるインベストメント・チェーンの機能発揮

1. インベストメント・チェーン全体における顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保

欧米においては、金融商品の販売に伴って個別の推奨を行う場合等において、自らの利益を顧客の利益に優先させることなく、顧客の最善の利益に従って行動するよう求めている。家計の安定的な資産形成に向けて、全ての金融サービスの提供について顧客本位の業務運営が求められる中、金融事業者全体による顧客本位の業務運営の取組みの定着・底上げを図る必要がある。このため、「原則」に定められている金融事業者は顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきであることを広く金融事業者一般に共通する義務として定める(※1)などにより、「原則」が対象とする金融事業者全体による、「原則」に沿った顧客・最終受益者の最善の利益を図る取組みを一步踏み込んだものとするを促すべきである(※2)。また、金融事業者のほか、企業年金制度等の運営に携わる者等もこのような規定の対象に加えることにより、広くインベストメント・チェーンに関わる者を対象として、顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営に向けた取組みの一層の横断化を図るべきである(※3)。

※1 金融商品取引法において規定されている誠実公正義務は、1990年に証券監督者国際機構が定めた証券業者に関する行為規範原則を取り込んだものであるが、行為規範原則にあった「顧客の最善の利益…を図るべく」との文言が取り込まれておらず、解釈上、最善利益義務が含まれているかは明確でない。このため、顧客の最善の利益を図るべきことを法律上定めることにより、誠実公正義務に内包されるべき最善利益義務が明確化されるとも考えられる。

※2 プリンシプルベースの規定を法定化するに当たっては、ルールベースの取組みとの適切な役割分担を踏まえ、今後も両者のベストミックスを図っていくべきであるとの意見があった。この点、例えば、金融商品取引法上の適合性の原則が求めるものと共通し、金融事業者がプリンシプルベースで実践している「原則6」の本文を、プリンシプルベースを重視した規定として法定化することによりイノベーティブな取組みが期待されるとの意見もあった。

※3 企業年金については、年金加入者の意思決定に資するよう、例えば、確定給付年金の予定利率や実績、確定拠出年金の商品ラインアップや手数料、運用実績の開示について、より分かりやすい形での適時の情報提供等が望まれるとの意見があった。

確定給付企業年金（DB）における受託者責任

- 受託者責任を果たす観点から、①組織及び行為準則、②執行状況の監査等、③資産運用のルール、④加入者への情報開示について、確定給付企業年金法令では様々な規定が設けられている。

役割・責任	内容
①組織及び行為準則	<p>DBを運営する上で必要な意思決定・執行の体制を整えるとともに、加入者や受給者の受給権保護を図る観点から、事業主や基金の理事について、加入者等に対する忠実義務、注意義務等の行為準則が定められている。</p> <p>【基金型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代議員会（法第18条・第19条、令第15条、承認認可基準） ・理事（法第21条～第23条）、理事の行為準則（法70条、資産運用ガイドライン）※基金に対する忠実義務（注） <p>【規約型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約変更（法第6条） ・事業主の行為準則（法69条、資産運用ガイドライン）※加入者等に対する忠実義務
②執行状況の監査等	<p>事業運営が法令等に基づき適正に実施されているかを検証し、必要に応じて是正改善の措置を講ずることを目的として、基金における内部監査及び行政による監査について、必要な事項が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金型DBにおける監事と監事監査（法第21条・第22条、承認認可基準） ・AUP導入などによる会計の正確性の確保（則第117条、承認認可基準） ・適正な年金数理に基づいて掛金の額等が計算されていることの年金数理人による確認（法第97条） ・厚生労働大臣による報告の徴収等・監督（法第101条・第102条、監査実施）
③資産運用のルール	<p>安全で効率的な年金資産の運用を行うことにより、加入者や受給者の受給権の保護を図るため、分散投資等を基本とした運用ルールが定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ効率的な積立金の運用（法第67条） ・運用の基本方針（令第45条、則第82条～第84条、資産運用ガイドライン） ・資産運用委員会の設置・役割（令第46条の2、資産運用ガイドライン） ・分散投資義務及び運用体制の整備（令第46条）
④加入者への情報開示	<p>加入者に対する説明責任を果たし、加入者利益に沿った企業年金の運営が行われるよう、加入者に対する適切な情報開示に係る事項について定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務概況の周知（法第73条、則第87条）

（注）法律上、加入者等に対する忠実義務が規定されていない主体としては、基金理事のほか、基金が締結した基金資産運用契約の相手方（法72条）や企業年金連合会の理事（法91条の14）がある。

（※）「法」・・・確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）、「令」・・・確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）「則」・・・確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）
「資産運用ガイドライン」・・・確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（平成14年年発第0329009号）
「承認認可基準」・・・確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成15年年発第0318001号）
「監査実施」・・・確定給付企業年金法に基づく監査の実施について（平成22年年発1101第1号）

企業型確定拠出年金（企業型DC）における受託者責任

- 企業型確定拠出年金（企業型DC）の運営において事業主が果たすべき役割・責任について、確定拠出年金法令では様々な規定が設けられている。

役割・責任	内容
①実施主体 (法第2条第2項)	企業型確定拠出年金は、「厚生年金適用事業所の事業主が」、「実施する年金制度をいう」とされており、実施主体は事業主である。実施に当たっては、労使合意を要する（法第3条第1項）。
②規約周知義務 (法第4条第3項)	事業主は、承認を受けた規約の内容を、使用する厚生年金被保険者に周知させなければならない。
③運営管理機関への業務の委託とその評価 (法第7条)	事業主は運営管理業務の全部又は一部を運営管理機関に委託できるが、少なくとも5年ごとに、運営管理業務の実施に関する評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
④投資教育義務 (法第22条)	事業主は、加入者等に対し、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。
⑤運用の方法の選定及び提示 (法第23条)	運用商品の選定及び提示は、多くの場合、運営管理機関によって行われるが、「加入者等が真に必要なものに限って運用の方法が選定されるよう、確定拠出年金運営管理機関と労使が十分に協議・検討を行って運用の方法を選定し、また定期的に見直していくこと」（法令解釈通知）と、事業主の関わりを示している（指定運用方法についても同様）。
⑥忠実義務 (法第43条第1項)	事業主 は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び企業型年金規約を遵守し、 加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければならない。
⑦個人情報保護義務 (法第43条第2項)	事業主は、加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。
⑧禁止行為 (法第43条第3項)	事業主は、自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって運営管理業務の委託契約又は資産管理契約を締結してはならない。
⑨禁止行為 (法第43条第4項)	自ら運営管理業務を行う事業主については、自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を選定してはならない。

(注1)②と④～⑧については、個人型DCについても適用・準用されており、国民年金基金連合会が果たすべき役割・責任として位置づけられている。

(注2)「法」…確定拠出年金法(平成13年法律第88号) 「法令解釈通知」…確定拠出年金制度について(平成13年8月21日年発第213号)

5. 私的年金制度（企業年金・個人年金） の現状（スタートアップ育成5か年計 画関係）

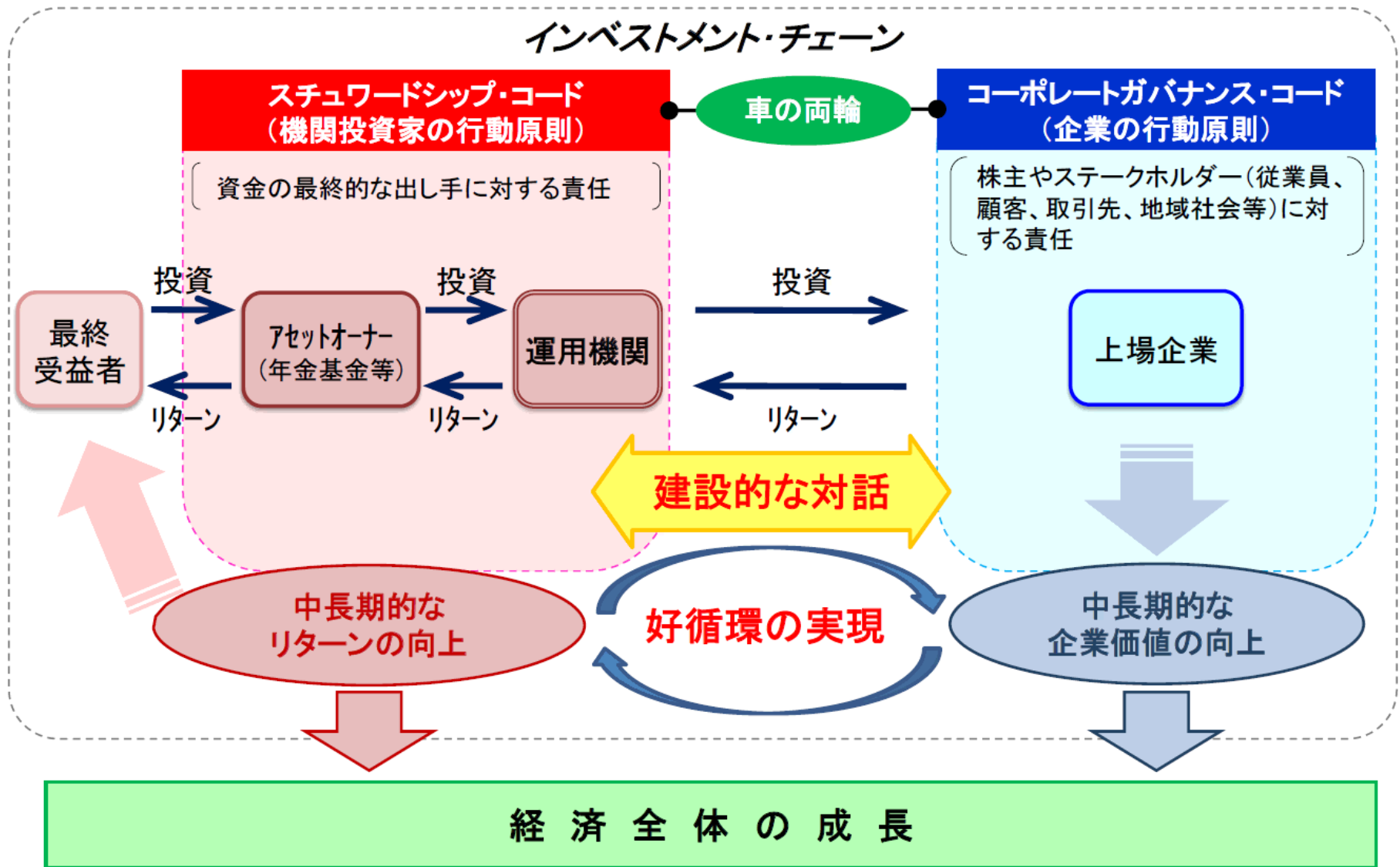
スチュワードシップ・コードとは

- 「責任ある機関投資家」の諸原則«日本版スチュワードシップ・コード»は、**機関投資家**が、投資先企業との「**建設的な対話**」を通じて、**企業の持続的成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大**という責任（スチュワードシップ責任）を果たすための行動原則である（2014年2月策定、2017年5月、2020年3月改訂）。
- 本コードにおける機関投資家は、資金の運用等を受託し自ら企業への投資を担う「**資産運用者としての機関投資家（運用機関／アセットマネジャー）**」と、当該資金の出し手を含む「**資産保有者としての機関投資家（アセットオーナー）**」とに大別される。

＜スチュワードシップ・コードの8原則＞（2020年3月再改訂）

1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。
8. 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コード



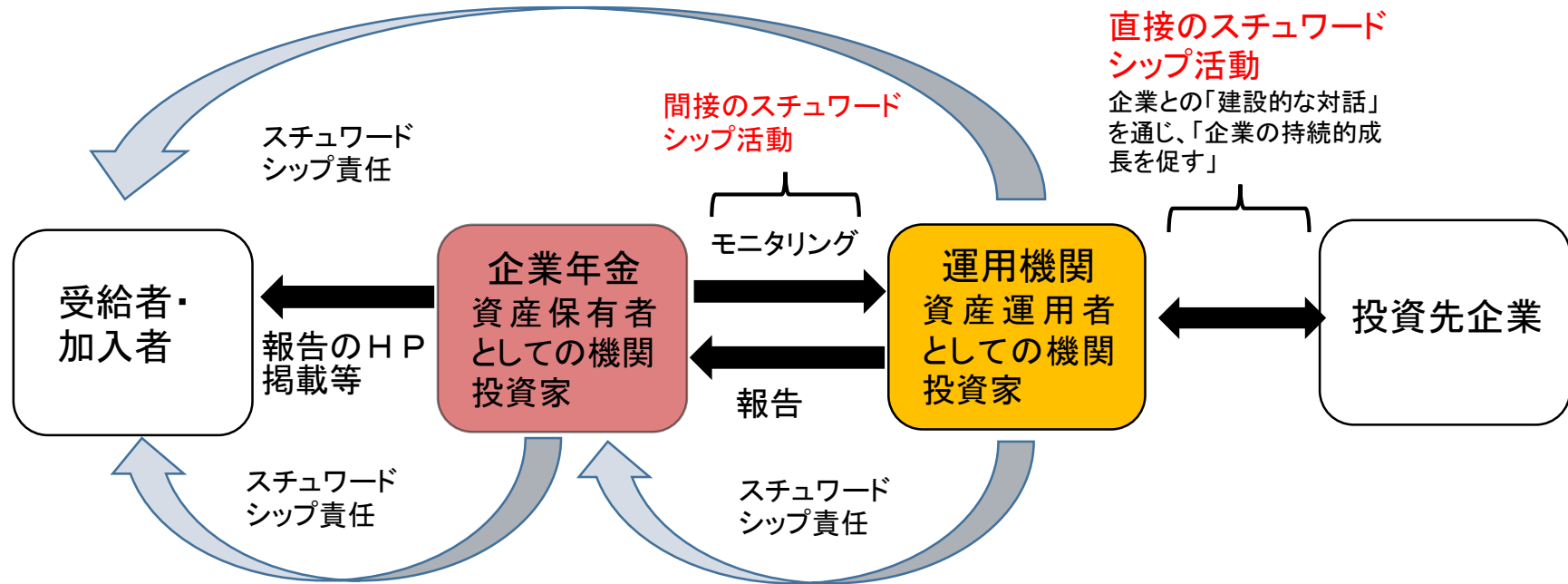
企業年金におけるスチュワードシップ・コードの受入れ

<企業年金のスチュワードシップ・コード受入れの意義>

- ・企業年金におけるスチュワードシップ・コード受入れは、運用機関の取組みを促す意義がある。
- ・企業年金が受託者責任を履行する観点からも有意義である。

<具体的な行動例>

- ・運用機関に議決権行使などスチュワードシップ活動に求める事項や原則を示す
- ・運用機関に対し、投資先企業の状況の的確な把握と把握状況の報告を求める
- ・運用機関のスチュワードシップ活動などを代議員会等に報告し加入者等にも周知する など



スチュワードシップ・コード（DB運用ガイドライン）

確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン（抜粋）

3 事業主及び基金の理事

(5) 運用の委託

① 運用受託機関の選任・契約締結

(選任の基準)

- 運用受託機関の選任については、運用受託機関の得意とする運用方法を考慮するとともに、運用実績に関する定量評価だけでなく、投資哲学、運用体制等に関する定性評価を加えた総合評価をすることにより行うことが望ましい。

また、運用受託機関の「責任ある機関投資家の諸原則」（日本版スチュワードシップ・コード）の受け入れやその取り組みの状況、ESG（環境、社会、ガバナンス）に対する考え方を定性評価項目とすることを検討することが望ましい。

なお、資産の管理を行う資産管理運用機関又は基金資産運用機関（以下「資産管理機関」という。）の選任については、資産管理の委託に当たっての留意事項（7）を参照）も遵守しなければならない。

② 運用受託機関の管理

(運用ガイドラインの提示)

- 日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている運用受託機関に次の取組みを求めることが望ましい。

- ・ 利益相反についての明確な方針の策定と公表
- ・ 投資先企業の状況の的確な把握と、その状況の公表
- ・ 投資先企業との間で、建設的な対話を通じ事業環境についての認識を共有するとともに、認識した課題について改善に向けた取組みを促すこと
- ・ 議決権の行使の方針の提示と行使結果の公表
- ・ 目的を持った対話の状況や議決権行使状況についての報告

(報告の請求)

- 年金運用責任者は、運用受託機関に対し、少なくとも毎事業年度ごとに、運用状況についての時価での報告を求めなければならないが、四半期の報告などより高い頻度で報告を求めることが望ましい。

(注) 生命保険一般勘定契約又は生命共済一般勘定契約については、当該契約に係る責任準備金に関する報告で差し支えない。

- 運用受託機関が日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている場合には、その運用受託機関が行った活動（議決権行使を含む）の実績について報告を受けることが望ましい。

6 その他

(3) 加入者等への業務概況の周知

(加入者への周知)

- また、事業主等は運用受託機関から、その運用受託機関が行ったスチュワードシップ活動に関し報告を受けた場合には、当該報告についても、加入者に対し周知することが望ましい。

企業年金のステュワードシップ・コード受入れ促進に向けたこれまでの取組

ステュワードシップ検討会（厚生労働省・企業年金連合会）

- 企業年金におけるステュワードシップ・コードの受入れの意義、具体的な行動例などについて、2017年3月に報告書を取りまとめ。

確定給付企業年金（DB）資産運用ガイドラインの見直し（厚生労働省）

- 運用受託機関の選定の際に、ステュワードシップ・コードの受入れや取組状況等を定性評価項目とすることを検討することが望ましいこと等を明記（2018年4月施行）。

企業年金運用フォーラム・受託者責任ハンドブック（企業年金連合会）

- 企業年金連合会の「企業年金受託者責任ハンドブック」を改定し、企業年金によるステュワードシップ活動の重要性について意識喚起を行った（2018年3月）。

コーポレートガバナンス・コード改訂（東京証券取引所・金融庁）

- 企業年金が運用の専門性を高めてアセットオーナーとしての機能を発揮できるよう、母体企業による人事・運営面でのサポートを求める原則2-6を追加（2018年6月）。

ステュワードシップ・コード再改訂（金融庁）

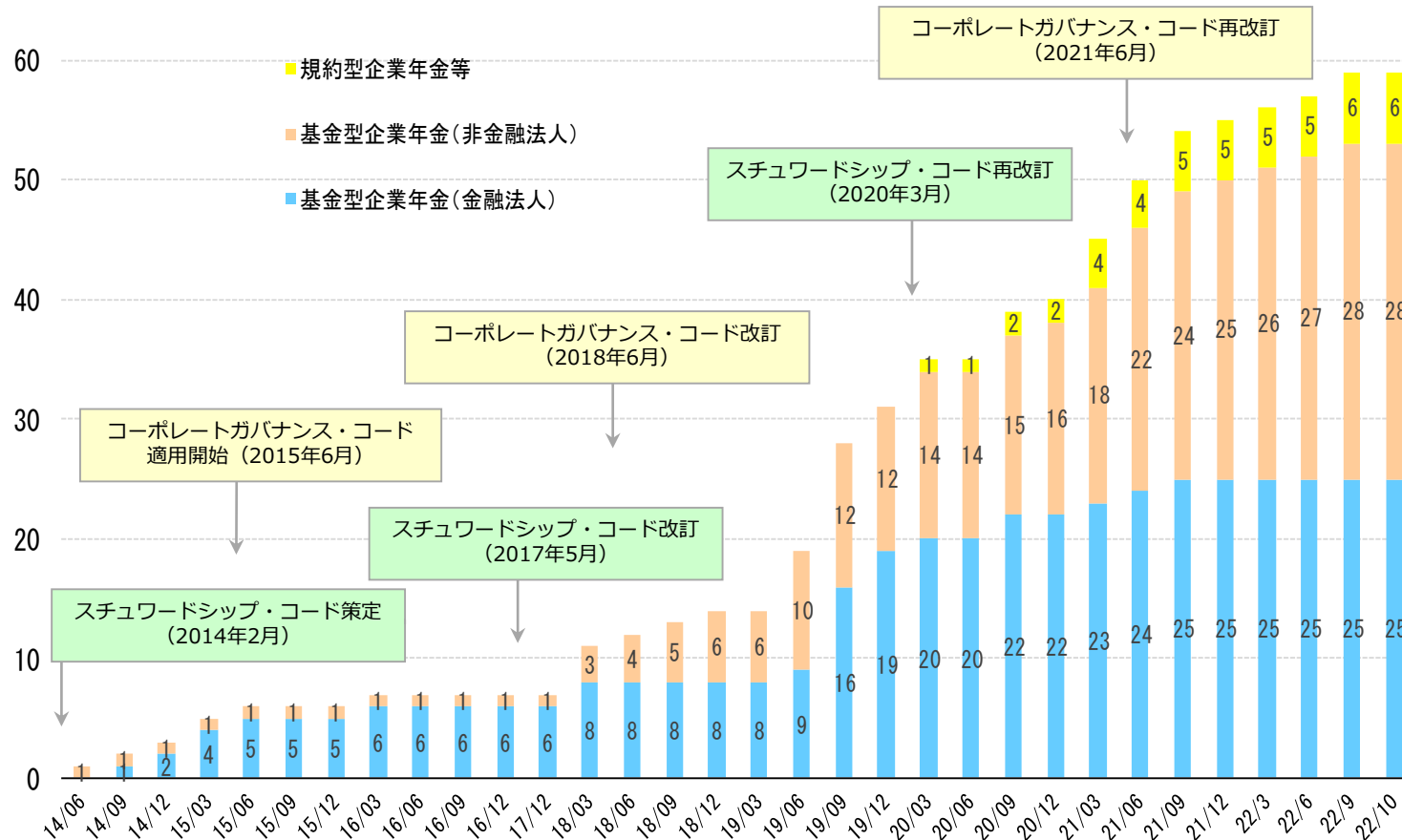
- 企業年金に求められる役割や規約型DBのコード受入れを明確化（2020年3月）。

コーポレートガバナンス・コード再改訂（東京証券取引所・金融庁）

- コード改訂と同時に、「企業年金に対して、自社の取引先との関係維持の観点から運用委託先を選定することを求める行為等」の防止を「投資家と企業の対話ガイドライン」に追加（2021年6月）。

企業年金のステュワードシップ・コード受入れ状況

- 2022年10月31日現在、59の企業年金が受入れ済み（基金型53（内金融法人の基金25）、規約型5、その他1）。（この他に、企業年金連合会も受入れ済み）



信託銀行等	6
投信・投資顧問会社等	202
生命保険・損害保険会社	24
年金基金等	79
その他(機関投資家向けサービス提供者等)	11
(合計)	322

コーポレートガバナンス・コード【原則 2 - 6】

- ・2018年6月のコーポレートガバナンス・コード改訂において、企業年金が運用の専門性を高めてアセットオーナーとしての機能を発揮できるよう、母体企業による人事・運営面でのサポートを求める原則を追加。

【原則 2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。



<考えられる対応の例>

- ・ 役職員の専門性向上（各種研修・セミナーへの参加、資格取得）
- ・ 資産運用委員会の設置
- ・ 母体企業の財務部等の協力
- ・ 外部コンサルタントの活用